

自治調査会

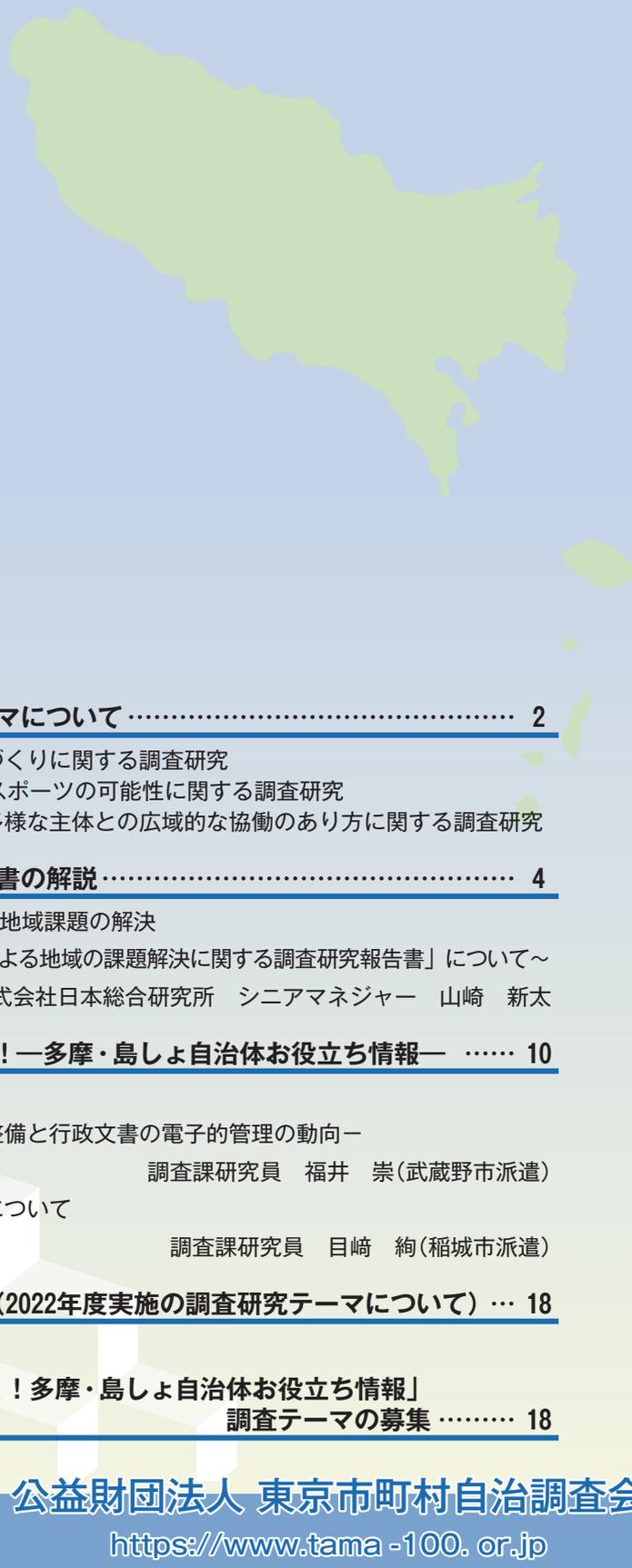
vol. 030

発行日：2023年2月28日

2
2023

市町村職員向け情報提供誌

ニュース・レター



2023年度 調査研究テーマについて 2

関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究
地域課題の解決に向けたeスポーツの可能性に関する調査研究
地域の未来予測を踏まえた多様な主体との広域的な協働のあり方に関する調査研究

2021年度 調査研究報告書の解説 4

期待される自治体DXによる地域課題の解決
～「DXを契機とした自治体による地域の課題解決に関する調査研究報告書」について～
株式会社日本総合研究所 シニアマネジャー 山崎 新太

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」 10

公文書管理制度について
－公文書管理に関する規定整備と行政文書の電子的管理の動向－
調査課研究員 福井 崇(武蔵野市派遣)
住民に伝わる文書の書き方について
調査課研究員 目崎 絢(稲城市派遣)

「出張フォーラム」の募集(2022年度実施の調査研究テーマについて) ... 18

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」
調査テーマの募集 18

2023年度 調査研究テーマについて

当調査会では、多摩・島しょ地域の市町村の広域的・共通課題を中心に、年度毎にテーマを複数選定し、調査研究を実施しています。調査研究報告書は、多摩・島しょ地域の市町村などに配布するとともに、ウェブサイト (<https://www.tama-100.or.jp>) にも掲載し公開しています。

2023年度については、3件の調査研究実施を予定しており、今回はその概要を紹介いたします。

調査研究

1

関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究

多くの自治体では、人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。

そこで関係人口と呼ばれる、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々が、新たな地域づくりの担い手として期待されています。

全国の自治体では、関係人口創出に向けた取組が行われ、これらの様々な事業をきっかけに、地域の活性化に新たな展開を起し始めています。

本調査研究では、関係人口をまちづくりの新たなパートナーとして、地域活性化に向けた事業を展開する自治体の取組を調査研究し、自治体が関係人口とともに創る持続可能な地域づくりについて提案することを目指します。

調査研究

2

地域課題の解決に向けたeスポーツの可能性に関する調査研究

地域共生社会の実現に向けた解決手段の1つとして、eスポーツを活用する動きが全国の自治体で始まっています。

eスポーツは従来のスポーツとは他者と競技を楽しむ点で似ていますが、激しい身体的活動を伴わないことから、高齢者や障がい者にも取り組みやすいとも言えます。手指を使う動作やプレー中のコミュニケーションは、介護・認知症予防への効果が期待されるほか、競技を通じた社会参画にも繋がり、地域交流の活性化への寄与など、幅広い可能性が期待されます。

本調査研究では、多摩・島しょ地域自治体が地域課題の解決に向けた施策の1つとして、eスポーツに関する動向の提示や活用方策を提案することを目指します。

調査研究

3

地域の未来予測を踏まえた多様な主体との広域的な協働のあり方に関する調査研究 【大学との共同研究】（2年間で実施）

急速な少子高齢化を伴う人口減少やインフラの老朽化などにより、自治体を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことが予想されています。

こうした状況において、様々な地域課題を解消し、ウェルビーイングなまちづくりをしていくために、各自治体には、自治体間での協働はもとより、地域社会を支える住民組織、企業、大学等の多様な主体とも協働し、貴重な資源を効果的に活用した広域的な取組を展開していくことが期待されます。

本調査研究は、変化が著しい社会情勢を踏まえ、将来を見据えた上で、多摩・島しょ地域自治体の特性を活かした、多様な主体との広域的な協働のあり方について、提案することを目指します。

毎年度調査

当調査会では、上記の調査研究に加え、39市町村における行財政運営の参考となるように、各種統計資料を毎年度作成しています。

2023年度についても、以下のデータ集を作成し、上記の調査研究と同様に配布・公開する予定です。

多摩地域ごみ実態調査

多摩地域の清掃事業及びリサイクル事業に関する情報を調査し、基礎的な統計データ集を作成します。

多摩地域データブック

今後のまちづくりや政策形成など行政運営上の基礎資料として、「人口・土地」「産業」「都市基盤」など主要な統計データ集を作成します。

税・財政参考資料

39市町村における、財政力指数・公債費比率・経常収支比率等の分析指標及び市町村税徴収実績等のデータ集を作成します。

期待される自治体DXによる地域課題の解決 ～「DXを契機とした自治体による地域の課題解決に関する 調査研究報告書」について～

株式会社日本総合研究所 シニアマネジャー 山崎 新太

1. DXとは何か

昨今耳にすることの多い「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」だが、実は明確な定義がされていない言葉ではない。そのため報告書では、「自治体のDX」を以下のとおり独自に定義したうえで、議論が進められている。本稿でも、特段の断りなくDXと表記した場合には、この「自治体のDX」を指すものとした。

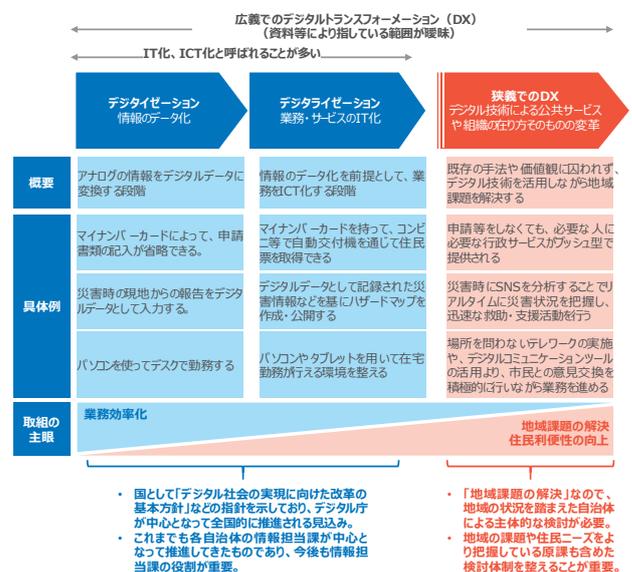
「紙などのアナログからデジタルへの変換」や「ICT化を進めることによる業務の効率化」を通じて、住民の生活利便性向上や自治体職員が効率的・意欲的に働けるようにすることを一要素としつつ、更に、デジタル技術の活用により公共サービスのあり方を変革させること。

ここでのポイントは、「職員が効率的・意欲的に働けるようにすること（＝業務の効率化）」は、あくまでDXの一要素であり、DXの目指すものには、「公共サービスのあり方そのものを変革させる」ことや、「住民の生活がより便利になる」ことが含まれているという点である。そのためDXの実現のためには、各自治体の企画部門や情報部門のみが取り組めば良いというものではなく、実際に住民に対して公共サービスを提供している原課の職員も含めて、全ての職員が自分事として取り組む必要がある。

さて、DXに類する用語として、デジタルイゼーション（Digitization）やデジタルライゼーション（Digitalization）などがあり、いずれもが「デジタル化」として翻訳されている。それぞれの単語については、やはり明確な定義は存在

しないものの、一般的には次のように整理・理解されることが多い（図表1）。

▼図表1 「デジタル化」を意味する言葉の違い



（出典）報告書P10

従来からある「デジタルイゼーション」や「デジタルライゼーション」と、DXの違いを理解するポイントとして、以下の3点が挙げられる。

- DXは「地域課題の解決」や「住民利便性の向上」に主眼を置いて、「公共サービスのあり方そのものの変革」を目指すものである。そのためDXは、「業務効率化」に主眼を置き、既存業務のIT化を目指すデジタルイゼーションやデジタルライゼーションなどから、更に一步進んだデジタル技術の活用の形を指す単語・概念である。
- デジタルイゼーションからデジタルライゼーションへの流れは連続したものであるが、それらとDXは必ずしも連続する必要がない。例えば、デジタルイゼーションや、デジタルライゼーションが不十分なため、職員の

デジタル環境が満足とは言えない状況においても、民間事業者が提供しているサービスやアプリケーションを活用することで、地域課題を解決することや、住民の生活利便性を向上させることは十分に可能である。

- デジタイゼーションやデジタルイゼーションは、情報系の部局の役割が重要である。一方で、DXでは原課の役割の重要度が相対的に高くなる。これは、DXの目指すところの一つに「地域課題の解決」があり、これを実現するためには、地域課題をより把握している原課の意見を取り入れることが必要不可欠となるためである。

2. なぜDXが必要なのか

ここまで、DXとは何かを見てきたが、そもそもなぜDXは必要なのだろうか。報告書では、DXのメリットとして以下の3点が整理されている。

- ① 既存の各業務が効率化される：例えば、業務の自動化に資するデジタル技術を活用することで、既存の各業務の効率化が可能である。自動化の対象となる業務にもよるが、自動化により業務時間が8割程度削減されている事例もある。
- ② 職員が意欲的に働けるようになる：既存の各業務が効率化されることにより、計画の立案やその実行、住民一人ひとりに対するきめ細かな対応といった、職員が本来行うべき業務に集中することができるようになる。また、デジタル技術の活用により、時間・場所の制約を越えた活動が可能となるため、職員がより住民に近い場所で働くことができ、これまで以上に住民の声に耳を傾けることが可能になると考えられる。
- ③ 地域の課題が解決され住民の生活がより便利になる：これまで解決することができなかった地域課題を、先進的なデジタル技術の活用により解決を図る自治体が増えてきている。また、①、②のメリットを受け、

住民が公共サービスの利用方法について自分に合ったものを選べるようになることや、職員がこれまで以上に住民と向き合いやすくなること、さらに、住民の意見をデジタル技術の活用により取り入れやすくなることなどを通じて、住民の生活利便性向上に寄与することが期待される。

図表2 DXのメリット



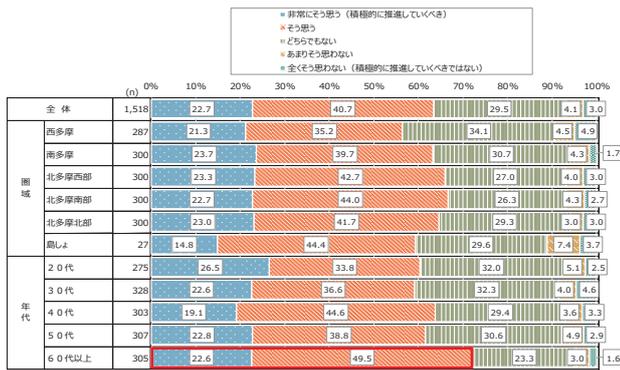
〈出典〉 報告書P13

上記より、DXによって、住民の福祉向上を、より効率的に実現できることが期待されることがわかるだろう。そして、地方自治法第2条第14項では、地方公共団体の事務に関する基本的な考え方として「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされているため、DXは自治体にとって避けて通れないものであるといえる。特に、昨今では少子高齢化の急速な進展とともに、現状でも厳しい財政状況が更に厳しくなっていく可能性があり、DXのメリットの一つである「既存の各業務が効率化される」の重要性は高いだろう。

3. DXに対する住民の認識

報告書の中で実施している多摩・島しょ地域の住民を対象としたアンケートでは、圏域、年代を問わず、自治体が今後デジタル技術の活用を積極的に推進することに対して肯定的であることが明らかとなっている。特に、60代以上でその割合が高くなっている点については、注目すべきポイントといえるだろう。

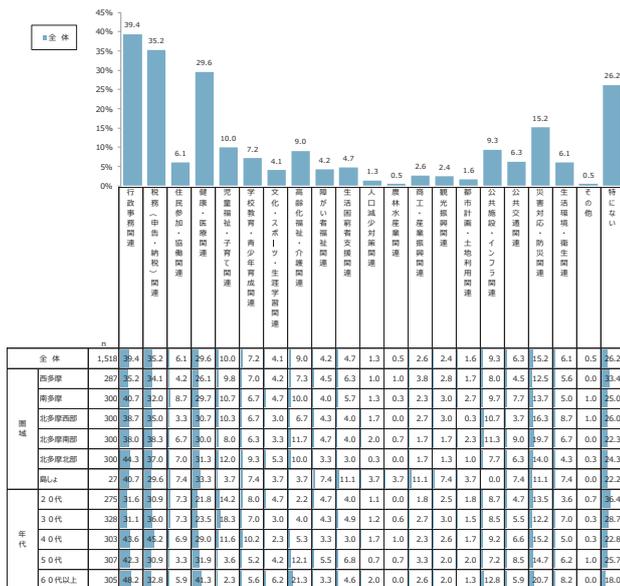
▼図表3 自治体のデジタル技術の活用に関する認識



〈出典〉報告書P114

また、本アンケートでは、特にデジタル技術の活用を進めるべきと考える分野についても確認しており、特に、「行政事務」、「税務」、「健康・医療」、「災害対応・防災」の分野でのデジタル技術活用が期待されていることがわかっている。

▼図表4 お住いの地域の自治体がデジタル技術の活用を推進すべき分野



〈出典〉報告書P120

加えてこれ以外にも、居住環境で重視するポイントと、それぞれのポイントに対する満足度も調査されているため、各自治体はどの分野で重点的にDXを進めるのか検討する際に参考にと良いだろう。

4. DXの具体事例

本調査ではさまざまな行政事務のDXに関する事例調査がされている。全国の大小を問わない自治体が、それぞれDXの定義に該当する取

組を進めており、これまでの業務のあり方が見直されるとともに、業務の効率化や住民の生活利便性の向上が進んでいることが明らかとなった。

▼図表5 調査対象とした事例

分野	事例	分野	事例
組織・職員	職員のテレワークの推進	生活困窮者支援	食糧支援につなげる対話システム
財政・会計	財務会計システムの過去データ分析による資金予測	人口減少対策	チャットツールを用いた移住のオンラインサロン
情報化・ICT	ホームページAI翻訳	農林水産業	AI・IoTを活用したスマート農業
住民参加・協働	スマートフォンを使った市民参加型のインフラ管理	商工・産業振興	DX推進企業とDX推進サポート企業をマッチングするプラットフォーム
健康・医療	オンライン診療が可能な車両の運行	観光	旅行に必要な機能を集約したSNS
児童福祉・子育て	保育士と保護者のコミュニケーションを活性化させるアプリ	都市計画・土地利用	AIによる通行量調査
学校教育・青少年育成	個人の学習者に適した内容や方法で学習できるICT教材	公共施設・インフラ	公共施設の予約・利用を遠隔で一元管理
文化・スポーツ・生涯学習	講座の映像配信	公共交通	AIを活用したオンデマンド交通
高齢化福祉・介護	AIによるケアプランの作成支援	災害対応・防災	IoT・AIを活用したリアルタイムパレードマップの作成
障がい者福祉	健聴者と聴覚障がい者のタブレット端末を利用したコミュニケーション	生活環境	AIチャットボットによるごみの分別・手数料案内

〈出典〉報告書概要版

また特に、多摩・島しょ地域においても広く参考としやすいと考えられる3分野については、取組プロセスや庁内体制、課題と対応策が深掘調査・整理されている。まずDXの取組イメージを掴みたいという方は、この3分野の調査結果に目を通すのが良いだろう。

▼図表6 ヒアリング調査事例のポイント

調査事例	事例のポイント
防災 (兵庫県伊丹市)	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルメディアを活用し、住民からの情報を基に災害対策を行う取組は、災害時の自助及び共助の適切な行動を促すツールとなり得る。 安否確認に係る業務時間の短縮につながる想定されている。
移住相談 (長野県佐久市)	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルメディアを活用した移住相談は、域外の移住希望者と住民の双方のやりとりを通して、市民協働を促すものであり、コミュニケーションのあり方を革新するものである。 住民にとっては、24時間気軽に相談できるという利便性の向上、自治体にとっては、それに伴う移住・定住及び関係人口の増加に加えて、コミュニケーションの活性化を期待できる。
子育て (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> 子育てアプリによる情報発信及びオンライン相談は、妊婦及び子育て世帯に便利で安心なサービスを提供することで、子育てしやすい環境づくりに資するものである。 特に、オンライン相談は、コロナ禍で孤立感や不安を抱える子育て世代をサポートすることで住民サービスの向上を図るものといえる。

〈出典〉報告書概要版

5. 多摩・島しょ地域における現状

デジタル技術の活用に向けて「既に取組を始めている」は15件(38.5%)である。「検討を進めている」、「検討予定である」を含めると、取組を実施している又は取組に前向きな割合は全体の33件(84.6%)を占めており、多くの自治体でデジタル技術の活用が進められている状況である。

▼図表7 デジタル技術の活用に関する取組・検討状況

	n	%
①既に取組を始めている	15	38.5%
②取組を始めよう、検討を進めている	10	25.6%
③これから検討予定である	8	20.5%
④特に検討予定はない	5	12.8%
⑤その他	1	2.6%
合計	39	

〈出典〉 報告書P40

デジタル技術の活用時に特に重視する観点を見てみると、「行政業務・事業の効率化や省人化」が33件（84.6%）で最も割合が大きく、次いで、「限られた財源の有効活用」、「住民目線の公共サービスの提供」が27件（69.2%）で大きくなっており、特に「効率化」という文脈でのDXの効果が期待されていることがわかった。

▼図表8 デジタル技術の活用時に特に重視する観点

	n	%
①行政業務・事業の効率化や省人化	33	84.6%
②限られた財源の有効活用（行政コストの削減）	27	69.2%
③従来手法では解決が困難な社会課題・地域課題の解決	14	35.9%
④行政職員のモチベーション向上	14	35.9%
⑤先進的な取組によるプロモーション効果	1	2.6%
⑥住民参画の増加	9	23.1%
⑦住民目線の公共サービスの提供	27	69.2%
⑧その他	3	7.7%

〈出典〉 報告書P52

また、デジタル技術の活用の際に懸念・ボトルネックとしては、「取り組むための人材がない又は不足」が34件（87.2%）で最も割合が大きく、次いで、「取り組むためのコストが高額であり、予算を確保するのが難しい」が25件（64.1%）、「導入効果が不明」が19件（48.7%）で大きいことがわかった。

▼図表9 デジタル技術の活用の際に懸念・ボトルネック

	n	%
①何から取り組めばいいのかわからない	8	20.5%
②参考となる導入事例が少ない	3	7.7%
③導入効果が不明	19	48.7%
④デジタル技術の内容が理解することが難しい	11	28.2%
⑤どのような業務や分野でデジタル技術が活用できるかマッチングさせることが困難	16	41.0%
⑥取り組むための人材がない又は不足	34	87.2%
⑦実証や検証を行う連携先が見つからない	6	15.4%
⑧取り組むためのコストが高額であり、予算を確保するのが難しい	25	64.1%
⑨財政担当課における優先順位が低い	5	12.8%
⑩住民・議会との理解を得られない、又は得られる見込みがない	2	5.1%
⑪幹部の関心が低い	12	30.8%
⑫担当課の理解を得られない	13	33.3%
⑬情報の収集・活用に関する個人情報保護等の制約	13	33.3%
⑭仕様書の作成方法が分からない	1	2.6%
⑮その他	4	10.3%

〈出典〉 報告書P53

6. DXに取り組む際のポイント

ここまでDXの概況を見てきたが、ここからは、実際にDXに取り組む際のポイントを紹介

したい。まずDXに取り組む際のプロセスについて、報告書では基本的なものとして、次の4ステップが整理されている。各ステップの詳細については、報告書に委ねることとするが、一つポイントとなるのは、このプロセスは、原課が発案し、自ら取り組むことのできる内容として整理されている点である。つまり、全庁的なDX関連計画がない場合などにおいても、原課が市民ニーズや地域課題を起点として、主体的にDXを進めていくことができるのである。

▼図表10 DXに取り組む際の基本的なプロセス

1 地域課題の特定	<ul style="list-style-type: none"> 原課職員が、解決したい課題は何か？を把握し、課題を明確化する または、このデジタル技術を課題解決に使えるか？を考え、解決できそうな課題を想定する または、先行自治体を参考にして、解決できそうな課題を想定する
2 民間企業へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 課題を解決できるソリューション（デジタル技術に限らない）を有する民間企業にアプローチする アプローチ方法は様々考えられるが、解決できるソリューションを持つと想定される民間企業の数や、デジタル技術の発展段階等によって選択する 民間企業との連携方法・役割分担を決定する
3 デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> API等の機能・特徴を理解し、課題の解決に最適なソリューション（デジタル技術）を選択する 多数の導入実績があるソリューションは、庁内の合意を形成しやすい すでに多くの人が利用しているアプリか？といった利用状況・認知度も、選択基準となり得る
4 継続的な効果向上策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を導入するのみでは課題の解決・費用対効果の発現等にとって不十分であると考えられるため、効果のさらなる向上や継続的な活用に向けて取り組む <ul style="list-style-type: none"> 情報や機能を追加・更新、システムの精度の向上 デジタル技術の利用者又はその活用により効果を受ける住民の数を増やすための取組（例：効果的な広報）を行う

〈出典〉 報告書P145

また、報告書ではDXを進める際に課題になりやすいポイントとその対応策についても整理がされているため、適宜参考とされると良いだろう。

▼図表11 DXに取り組む際に想定される課題と対応策

課題	対応策
DXのための予算を確保することが難しい	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な費用対効果と、定性的な費用対効果を整理する 連携協定を活用する
DXに取り組む原課職員等のデジタル技術等に関する見解が不足している	<ul style="list-style-type: none"> DXを推進するための側面支援体制を構築する DXに関する研修を実施する
サービスの利便性を向上させるために必要な部署間での連携が困難である	<ul style="list-style-type: none"> 「スモールスタート」により「実際の声」を集め、それを用いて合意形成を進める
デジタルデバッドが発生する	<ul style="list-style-type: none"> 地域やサービス対象者の実情等を踏まえて最適な取組を選択する

〈出典〉 報告書概要版

次に、DXに取り組む際の庁内体制については、報告書では全庁的にDXを推進する際の体制と、各施策を推進する際の体制と、それぞれが整理されている。まず前者については、庁内横断的な施策を伴うため、首長・副市区町村長の下、DXの推進に関する意思決定を行う組織を設置し、各分野とDXを推進する組織が連携しやすい体制を構築することがポイントとなる。現に、先進的にDXを進めている自治体の多くは、方針策定の段階から首長や他の分野と連携した体制を構築している。

▼図表12 各団体における全庁的なDX推進の意思決定を担う組織/役職

地方自治体名	組織/役職	組織/役職の詳細
山形県酒田市	CDO（最高デジタル変革責任者）	市長の下に、DXに関する先導的な役割を担う役職を設置。
福島県磐梯町	CDO（最高デジタル責任者）	町長、副町長の下に、DX戦略の立案と全体のマネジメントを行う役職として設置。
東京都調布市	デジタル行政推進本部	市長をトップとし、各分野の部長で構成される。DX推進に係る戦略策定等を行う。
埼玉県さいたま市	さいたま市DX推進本部	市長を含む本部会が、DXに関する重要施策や戦略の策定を担う。
長野県塩尻市	塩尻市DX推進本部	副市長、関連する所管のトップ（企画政策部長、総務部長など）、CDOが方針等の決定及び全体進捗の管理を行う。
兵庫県西宮市	西宮市DX推進本部・西宮市DX推進幹事会	CIOを兼任する市長がDX推進本部を本部長として率いる。行政経営改革系部門と情報化推進系部門が関わる。

〔出典〕報告書P154

個別施策の推進体制については、課題を検討する際や、外部からの提案があった際に備えて、適切にデジタル技術に関する情報を収集し、技術の評価を行うことのできる体制を整えることができるかどうか、一つのポイントとなる。報告書における事例調査では、DXを推進する組織が、技術的な知見の下、庁内のシステムとの連携可能性や費用対効果を検証している場合が多いようである。また、各分野の所管にDXを推進する組織と連携するための役職を設けている団体も見られた。

▼図表13 DXを推進する組織と各分野の所管の連携体制

地方自治体名	連携体制
山形県酒田市	デジタル変革戦略を各業務プロセスに組み込んだロードマップを内部資料として策定し、各分野の施策を進める。
東京都調布市	各分野でデジタル技術の活用を検討する際に、DXを推進する組織が費用対効果の検証や技術的検討を行う。
東京都八王子市	デジタル技術を活用した全庁にわたる取組について、実務を担う現場から提案・発信するため、各課に1名、デジタルリーダーを配置。各分野でデジタル技術の活用を検討する際に、DXを推進する組織が費用対効果の検証や技術的検討・支援を行う。
埼玉県さいたま市	ICTマネジャー・ICTリーダーが、各施策の推進や情報化を進めるICT推進委員会・事務局への実施状況の報告などを行う。
長野県塩尻市	CDOの下、行政DXチームと地域DXチームを設け、各係や民間パートナーと連携し、各施策を推進する。

〔出典〕報告書P156

最後に、どの分野からDXを進めていくべきかという点について、これは自治体や地域の状況にもよるため一概に論じることはできないが、報告書では各圏域における政策課題、地域特性・課題を踏まえ、以下の9分野における新

たな住民サービス案が特に有効であると整理している。

- ① 公共施設・インフラ関連：公共施設利用
- ② 学校教育・青少年育成関連：教育
- ③ 児童福祉・子育て関連：保育
- ④ 観光振興関連：観光振興
- ⑤ 高齢者福祉・介護関連：介護予防
- ⑥ 人口減少対策関連：地域外交流
- ⑦ 災害対応・防災関連：防災
- ⑧ 公共施設・インフラ関連：インフラ管理
- ⑨ 公共交通関連：公共交通

それぞれの分野について、具体的に想定されるDXの内容についても整理がされているため、当該分野での取組内容を検討する際には参考とされると良いだろう。（以下は、「公共施設利用」における取組内容の例）

▼図表14 新たな住民サービスについての仮説のイメージ（公共施設利用）



〔出典〕報告書P107

7. まとめ

報告書では、DXの概論整理や事例調査、多摩・鳥しょ地域の現状調査を通じて、DXとは何かを整理した上で、DXに取り組む際の基本的なプロセスや必要な庁内体制、DXに取り組む際に想定される課題と対応策、多摩・鳥しょ地域において有効と考えられるDXの例が明らかにされている。

冒頭でも述べたとおり、自治体のDXとは「紙などのアナログからデジタルへの変換」や「ICT化を進めることによる業務の効率化」を通じて、住民の生活利便性向上や自治体職員が効率的・意欲的に働けるようにすることを一要素としつつ、更に、デジタル技術の活用により公共サービスのあり方を変革させることである。少子高

齢化や財政状況の悪化、住民ニーズの多様化といった背景から、公共サービスの提供方法の見直しが必要不可欠な状況となっている。しかし、「公共サービスのあり方の変革」を目指すDXを推進することで、既に提供している公共サービスが単に効率化・高度化されるだけでなく、新たな公共サービスの提供や、住民と共に創る新たな公共サービスの実現など、困難な状況の中でも住民の生活利便性向上を達成していくことは可能と考えられる。

自治体のDXを推進するにあたっては、「住民の生活利便性向上」を実現するため、地域課題をよりよく把握している原課の職員が、情報系の部局や企画系の部局と連携しながら主体的に取り組むことが求められる。また、「住民の生活利便性向上」のためには、DXはあくまでも手段であり、目的ではないことにも留意が必要である。つまり、ただ単にデジタル技術の導入を目指すのではなく、真に住民の生活利便性向上や地域課題の解決につながる取組とは何かを慎重に検討する姿勢が重要となる。

この報告書が自治体のDXに取り組む際のガイドブックとなり、多摩・島しょ地域がより一層持続可能なまちとなっていくことを願いながら、本稿の結びとしたい。

かゆいところに手が届く！ —多摩・島しょ自治体お役立ち情報—

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

公文書管理制度について

—公文書管理に関する規定整備と行政文書の電子的管理の動向—

調査課研究員 福井 崇（武蔵野市派遣）

1. はじめに

2007年に、厚生労働省C型肝炎関係資料の放置、社会保険庁年金記録の不備、海上自衛隊航泊日誌の誤廃棄など国の行政機関における不適切な文書管理が問題となりました。このような事例は、国に対する信頼を失わせるものであり、その再発防止は不可欠でした。

また、国政上の重要な事項等に係る意思決定や、その決定に至るまでの審議、検討等の過程などの歴史資料として重要な公文書¹等については、国立公文書館法に基づき、内閣総理大臣と国の行政機関が協議し、合意した場合のみ国立公文書館に移管するとされていたことなどから、移管が進まない状況でした。

そのため、2008年2月に、新たな文書管理法のあり方を含む、国の機関における文書の作成から国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れた文書管理の今後のあり方及び国立公文書館制度の拡充等について必要な検討を行うため、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、同年11月に最終報告²が取りまとめられました。その結果、2009年7月1日

に「公文書等の管理に関する法律（以下、「公文書管理法」という。）」が公布され、2011年4月1日に全面施行されました。

公文書管理法は施行されましたが、現在までの間には、森友学園問題やイラク日報問題などの国の行政機関における公文書の改ざんや隠蔽など公文書の不適切な処理を行った事案が発生し、改めて世間の非難を浴びました。

市町村においても、同様の問題が生じた場合には、住民からの信頼を失わせることにつながります。私たち市町村職員も、適正に公文書の管理を行うためには、公文書管理に関する基本法である公文書管理法の趣旨や内容を正確に理解する必要があると考えます。

また、近年、市町村においてもデジタル技術の活用が求められておりますが、これから公文書管理のデジタル化³の推進を検討していく際には、機密の確保、改ざん防止等に十分配慮した対応を行う必要があります。

本稿では、公文書管理法の概要や公文書管理に関する条例をすでに制定している市町村の事例等を紹介した後、国における行政文書⁴の電子的管理をめぐる動向について整理します。

1 国や地方公共団体の機関又は公務員が職務上作成した文書。
2 公文書管理の在り方等に関する有識者会議「「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/hokoku.pdf> (2023年1月10日確認)

3 アナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。

4 公文書管理法第2条第4項に規定する行政文書。

2. 公文書管理法の概要

(1) 公文書管理法の目的

公文書管理法は、国の行政機関及び独立行政法人等における公文書管理の基本ルールを統一・包括的に定めた日本で初めての法律です。

公文書管理法においては、第一条の目的規定で、公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置付けられ、国民が主体的に利用できるものとされるとともに、国民主権の理念にのっとり、国及び独立行政法人等の諸活動について、説明責任が全うされるようにするとされました。公文書管理法のポイント⁵は、以下のとおりです。

(2) 公文書管理法のポイント

①統一的文書の管理ルールを法令で規定

国の行政機関及び独立行政法人等における現用⁶文書の管理と国立公文書館等における非現用文書の管理について、同一の法律で規定されるようになり、現用文書及び非現用文書の管理における一連のライフサイクル⁷が一元的に管理されることになりました。

また、行政文書に関する統一的管理ルールを定め、その具体的な基準は公文書管理委員会で調査審議の上、政令及びガイドラインで規定されることになりました。

②移管制度の改善

国立公文書館等への移管の円滑化を図るため、専門家のサポートを受けながら、歴史資料として重要なものの評価・選別を早期に行う仕組みが導入され、歴史資料として重要な行政文書ファイル等はすべて移管されることになりました。

③文書管理をチェックする仕組みを導入

行政文書の管理状況について、国の行政機関の長から内閣総理大臣への定期報告が義務付けられました。

④特定歴史公文書等の利用促進

国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等についての利用請求権が新設されました。また、不服申立て制度も新たに整備され、積極的な一般利用が促進されました。

⑤外部有識者・専門家の知見を活用

外部有識者から構成される公文書管理委員会が新設されました。政令、特定歴史公文書等⁸の利用に係る不服申立て、公文書等の管理についての勧告等を調査審議することが主な役割です。歴史公文書等⁹の保存・利用などに関する専門的技術的な助言制度もできました。

(3) 地方公共団体の文書管理

市町村などの地方公共団体に対しては、公文書管理法の第三十四条の規定により、この法律の趣旨にのっとり、公文書の適正な文書管理に関し、必要な施策を策定・実施するよう努めなければならない、とされています。

公文書管理法の規定を市町村などの地方公共団体に直接適用することもできますが、憲法の地方自治の本旨の規定の存在や、市町村などの地方公共団体の自主性の尊重などから、自律的に必要な施策の策定と実施を行う努力義務にとどめられています¹⁰。次項では、公文書管理条例をすでに制定している市町村の事例等を紹介します。

3. 公文書管理条例を制定する意義等

(1) 公文書管理条例を制定した事例紹介

(小平市)

まず、小平市公文書等の管理に関する条例を2021年10月に施行した小平市の事例を紹介します。

①条例を制定した理由及び背景

小平市においても、2011年に施行された公文書管理法の趣旨にのっとり、文書管理を実現することが必要であるとの考えから、2019年6月

5 内閣府「公文書管理法の概要」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/gaiyou/gaiyou.html> (2023年1月10日確認)

6 業務上使用している段階のもの。

7 文書の作成・取得から移管・廃棄までの一連のプロセスの全期間。

8 公文書管理法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等。歴史公文書等のうち、国立公文書館等に移管等されたもの。

9 公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等。歴史資料として重要な公文書その他の文書。

10 右崎正博・三宅弘編(2011)『情報公開を進めるための公文書管理法解説』日本評論社

に、歴史公文書の考え方の導入及び公文書管理条例の制定に関する検討等を含めた、文書管理の全般的な見直しを行うための公文書管理検討委員会及びワーキングチームを立ち上げ、全庁的な検討を開始しました。

公文書管理検討委員会等での検討の結果、法の趣旨にのっとった文書管理を実現するためには、公文書管理が情報公開制度の基盤であることも踏まえ、小平市情報公開条例と同様に、条例により公文書管理の適正化を図ることが適当であるとの判断から、公文書管理条例の制定に至りました。

②条例の目的

条例の目的は、行政運営の改善にあるとともに、市民の市政に関する情報を知る権利を条例上の権利として保障することにより、市民から市政を負託された市が市政運営の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責任を果たしていくという趣旨です。

③条例制定による効果及びメリット

公文書管理法の趣旨に基づいて条例を制定し、全庁的に公文書管理のルールが統一され、明らかになることにより、各所管課における文書の取扱いのバラつきがなくなり、公文書の誤廃棄や紛失などの事故を防止する効果が期待されます。また、レコードスケジュール¹¹の導入や分類基準・選別基準に基づく管理、文書の保存期間に応じた廃棄手続の仕組み等の義務付けにより、公文書等の管理における適正化が推進されると考えています。

④今後について

現在検討中ですが、関連した取組として、電子決裁率の向上などの電子決裁の推進に向けた取組を考えています。

(2) 公文書管理に関する規定の整備状況

現在の公文書管理条例の制定状況については、一般財団法人地方自治研究機構の調査¹²に

よると、2022年7月19日時点で、多摩・島しょ地域39市町村のうち、公文書管理条例を制定しているのは2団体（5.1%）のみでした。

ほとんどの市町村で公文書管理条例は制定されていませんが、内閣府が行った2022年4月1日時点の調査¹³によれば、条例、規則、規程、要綱等の公文書管理に関する一般的なルールの有無に関しては、多摩・島しょ地域39市町村のうち、37団体（94.9%）が制定しています。

小平市の事例では、公文書管理が情報公開制度の基盤であることを踏まえ、情報公開条例と同様に条例の制定に至り、市民の市政に関する情報を知る権利を条例上の権利として保障していました。公文書管理法においては、公文書が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置付けられ、国民が主体的に利用できるものとされています。これらを鑑みると、公文書管理を規則、規程、要綱等の行政の内部規律にとどめず、条例化を検討していく必要があると考えます。

4. 国における行政文書の電子的管理をめぐる動向

最後に、国における行政文書の電子的管理をめぐる動向を整理し、紹介します。

森友学園問題やイラク日報問題などの一連の国の行政機関における公文書をめぐる問題を受けて、2018年6月、公文書管理の適正化に向けた検討を行うため、「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」が開催され、翌7月に同会議において「公文書管理の適正の確保のための取組について¹⁴」が決定されました。

この中で、今後作成する行政文書は電子的に管理することを基本とし、機密の確保、改ざん防止等に十分配慮した、一貫した電子的な文書管理のあり方について、基本的な方針を策定す

13 内閣府「地方公共団体における公文書管理の取組調査」
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/local/mieru/mieru.html>（2023年1月10日確認）

14 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議「公文書管理の適正の確保のための取組について」
https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/koubun_kansatsu/honbun.pdf（2023年1月10日確認）

11 公文書の保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（移管・廃棄等）を決定する仕組み。

12 一般財団法人地方自治研究機構「公文書管理に関する条例」
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019_officialdocumentmanagement.htm（2023年1月10日確認）

ることが盛り込まれています。

これを踏まえ、2019年3月25日、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」が取りまとめられました。

同方針では、今後作成・取得する行政文書は、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とし、利便性・効率性とのバランスを確保しつつ、作成から移管又は廃棄までの文書管理業務のプロセス全体を通じた電子的管理の枠組みを構築することなどが盛り込まれ、2026年度を目途に本格的な電子的管理に移行することを目指すとされました。

これを受けて、2021年4月、公文書管理委員会において公文書管理委員会デジタルワーキング・グループの設置が決定され、「デジタル時代の公文書管理」について、3回にわたりさまざまな観点から論点の議論を行い、2021年7月にその報告書¹⁵が取りまとめられました。

報告書では、システムの整備の方向性として、AIやRPAなどのデジタル技術を活用し、作成・取得した文書の保存・移管・廃棄等の公文書管理の事務・作業を2026年度までに自動化することを目指すとされました。デジタル庁と内閣府が中心となり取組を進め、現場の実態を踏まえた見直しを行うため、特に、各種システムの導入等にあたっては、各府省の情報システム担当との緊密な連携が必要とされました。市町村においても、デジタルを前提とした公文書管理の検討を進める場合には、文書管理担当部署だけでなく、情報管理担当部署やその他の関係部署との緊密な連携が重要になると考えられます。

さらに、報告書では、国の行政機関の業務システム内のデータは行政文書に該当し、公文書管理法の適用を受けることが明確化されました。国と市町村などの地方公共団体がデータを共有する際には、事前に保存期間等の調整を行うことが適当であるとされており、私たち市町村職員も国の動向に目を向けていく必要があります。

15 公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ「デジタル時代の公文書管理について」<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/digitalwg/houkokusho.pdf> (2023年1月10日確認)

ます。

また、2022年2月には、その報告書の内容も踏まえた「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知¹⁶」が発出されました。市町村などの地方公共団体に対して発出された通知ではありませんが、市町村にとって参考となる記載がありましたので、一つ紹介します。その通知の中に、「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル¹⁷」があり、保存する行政文書の名称や文書属性等の付与・明示の標準化等、複製や共有の手順やルールなどの具体策が提示されているため、市町村において電子データの保存に関する基準や、その所在情報を的確に把握できる仕組みの構築などを検討する際には有用性があります。

5. おわりに

本稿では、公文書管理法の概要、公文書管理に関する条例をすでに制定している市町村の事例や、国における行政文書の電子的管理をめぐる動向について解説してきました。

デジタル化の進展により、住民の利便性が向上するとともに、行政の効率化や働き方改革につながることを期待されます。公文書管理についてもデジタル化が進みつつあり、住民から信頼される新たな制度や仕組みを構築するためにも、公文書管理法の趣旨や内容を改めて理解するとともに、庁内で関係部署との連携を進めていくことが重要であると考えます。

本稿が、公文書管理についての新たな制度や仕組みを検討している市町村にとって、少しでも参考になりましたら幸いです。

16 内閣府「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/densi/tsuchi2.pdf> (2023年1月10日確認)

17 内閣府「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/tsuchi2-3.pdf> (2023年1月10日確認)

住民に伝わる文書の書き方について

調査課研究員 目崎 絢（稲城市派遣）

1. はじめに

行政職員は、原則、公文規程に沿ってさまざまな文書を作成します。しかし、しっかりと住民に伝えられているのかと思うことはないでしょうか。

国では、これからの時代にふさわしい公用文作成の手引きとなるように、従来の「公用文作成の要領」（1952年内閣官房長官依命通知別紙）を見直し、2022年1月に「公用文作成の考え方」を各国务大臣に周知しました。

また、自治体においてもいわゆる「役所言葉」ではなく、住民も理解できる文書、外国の方にも伝わる文書となるように手引きを作成するなどの取組を行っている事例もあります。

本稿では、住民に伝わる書き方について、職員の皆さんが改めて考えるきっかけとなることを目指します。

2. 新たな国の「公用文作成の考え方」について

国では、「公用文作成の要領」が既に70年経過し、公用文における実態や社会状況との食い違いがあると指摘されてきたことを受け、見直しをしました。そして、2022年1月7日に「公用文作成の考え方」が文部科学省に設置されている文化審議会から文部科学大臣に建議され、その後、各国务大臣に周知されました。

本章では、新たに整理された公用文の分類例の内、「解説・広報等」に関する「表記」の一部について触れていきます。

（1）公用文の分類例

今回の見直しでは、文書の目的や想定される読み手などを基準に公用文の便宜的な分類を例示しており、さらにそれぞれの文書を実際に読んで活用する機会が多いと考えられる人を「想定される読み手」として整理しています(図表1)。

▼図表1 公用文の分類例

大別	具体例	想定される読み手	手段・媒体の例	考え方
法令	法律、政令、省令、規則	専門的な知識がある人	官報	「法令における漢字使用等について」（2010年11月30日内閣法制局長官決定）が別途内閣法制局によって示されているほか、立法慣行により一定の基準が確立していることから、今回の建議では直接の対象とはしない。
告示・通知等	告示・訓令 通達・通知 公告・公示	専門的な知識がある人	官報 府省庁が発する文書	公用文表記の原則に従う
記録・公開資料等	議事録・会見録 統計資料 報道発表資料 白書	ある程度の 専門的な知識がある人	専門的な刊行物 府省庁による冊子 府省庁ウェブサイト	原則に基づきつつ必要に応じて工夫する
解説・広報等	法令・政策等の解説 広報 案内 Q & A 質問等への回答	専門的な知識を 特に持たない人	広報誌 パンフレット 府省庁ウェブサイト 同SNSアカウント	特別な知識を持たない人にとっての読みやすさを優先する

〔出典〕「公用文作成の考え方（建議）（付）「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説」をもとに筆者一部加筆・作成

(2) 解説・広報等における表記

図表1のとおり「解説・広報等」については、「読みやすさ」を優先しています。そのため、「広報・解説等」ではより親しみやすい表記を用いても良いとし、文書の目的や対象となる読み手によっては、公用文表記の原則とは異なる表記を用いる方が効果的な場合があるとしています。

①漢字の使い方

「進捗→進捗、進ちよく」「若しくは→もしくは」のように常用漢字であっても、振り仮名を付けたり、仮名で書くなど原則と異なる書き方もできるとしています。

②送り仮名の付け方

公用文で使われる送り仮名を省く表記を見慣れていない人も多いため、送り仮名を省かずに書くこともできるとし、学校教育で学ぶ表記を用いた方が良い場合があるとしています（図表2）。

▼図表2 送り仮名の例

公用文表記の原則	食品売場、 <u>期限付</u> の職、 <u>解約の手続</u> 、 <u>雇主責任</u>
学校教育で学ぶ表記	食品 <u>売り場</u> 、 <u>期限付き</u> の職、 <u>解約の手続き</u> 、 <u>雇い主責任</u>

〈出典〉「公用文作成の考え方（建議）（付）「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説」をもとに筆者作成

③符号の使い方

会話文などでは、「？」を使用しないと意味が通じない場合や、「！」を使用した方がより伝わる場合があり、必要に応じて使用して差し支えないとしています。

3. 先進自治体の取組(神戸市)

前述のとおり国の動きもありますが、ここでは先進事例として、神戸市の取組を紹介します。

神戸市では、「市民目線に立っていない文書」を作成する職員の意識・庁内の風潮を変革し、市民にとって、簡潔でわかりやすい文書を提供することを目的として、庁内の文書の添削・改善を行う文書改革専門官（以下、「専門官」と

いう。）を2021年4月から業務改革課に設置し、庁内文書の改革に取り組んでいます。

(1) 専門官設置の経緯

市からの文書が分かりにくいことで伝えたいことが伝わらず、住民に問合せの手間を取らせてしまう状況がありました。この点に課題を感じ、2019年から庁内の文書改革に着手しました。まずは、分かりにくい文書を集め、市長・局長級に市の現状を説明し、各役職の立場で考えてもらうようにしました。

加えて、分かりにくい文書を庁内掲示板で示したり、有識者を招いて研修を実施したりして、さらに職員の意識改革に取り組みました。

しかし、これらの取組も限られた回数・人数でしかできないことから、文書改革に本腰を入れるために、専門官を設置しました。

専門官には、文書・デザインセンス、調整力に加え、市民目線も持っており、職員にアドバイスができる人材を求めました。また、市では、市の発展、組織の活性化のために民間人材を積極的に登用していた背景もあり、民間企業経験者を採用しました。

(2) 専門官の業務内容

専門官の業務は、「文書の修正」と「職員の育成」の2つがあります。

①文書の修正

チラシや通知文などの紙媒体を中心に添削・修正作業を行っています。

初年度の2021年度は、既に発行されているチラシ類を見直していく作業を行いました。役所に置いてあるチラシ類を集め、分かりにくいものについては、担当課に連絡をし、修正を繰り返していきました。100件以上添削し、86件が改善案の提案にまで至りました。

今年度は広報部門の広報戦略部などと連携を図っており、作成段階で文書の添削を行っています。各課で新たな広報文書を作成する際は広報戦略部を通すことが徹底され、専門官は広報戦略部から届いた案件を中心に修正提案をしています。

修正作業は、①専門官による原本の添削、②

修正サンプルの作成、③サンプルを元に担当課で修正作業の順で行われます。

添削時は、言い回しや言葉の選び方、情報の整理の仕方を主に伝えています。レイアウトについてアドバイスをすることもあります。

②職員の育成

専門官が手本を見せ、それを参考に担当課の職員が自ら修正作業をします。

例として、障害がある人の自立支援医療制度の案内の修正があります（図表3）。この制度はメニューが複数あるにも関わらず、一枚にまとめた案内になっており、専門用語が多用されていました。そこで、文章の修正だけでなくメニューごとに案内を作る提案をし、3種のうち2種は専門官が作成、残りの1種は担当課の職員が自ら作成をしました。

▼図表3 自立支援医療制度案内の修正



メニューごとにチラシをあえて分割



▼図表4 分かりにくい文書の特徴

- ・タイトルが事業名になっており、一目で市民のメリットが分からない
- ・文章を読ませて理解させようとしている
- ・情報が多すぎる
- ・難しい用語がそのまま使われている
- ・文章にメリハリがない
- ・チラシなど紙面に余白がなく見にくい

〈出典〉神戸市ヒアリングをもとに筆者作成

専門官は文書作成時の視点として、書き手の視点である「持っている情報に優先順位をつけること」、読み手の視点である「文書をもろう人を想像すること」の2点を職員に伝えています。

読み手である市民の負担を考えることが大切であり、市民が問合せをせずに理解できれば、結果として職員の負担も減っていきます。また、読み手はどんなことに困っているのだろうか、もし自分が読み手であればどう感じるのだろうかを想像することも大切です。

(4) 専門官設置の効果

これまでも上司などが、分かりにくい文書に対して意見はしていましたが、主観的なアドバ

ムを掲載したりしています。また、各局で自主的に、分かりやすい文書の研究会が開かれており、専門官も参加して適宜アドバイスを行い、職員の意識改革・技術向上に取り組んでいます。

(3) 文書作成のポイント

行政職員が作成した文書が市民にとって分かりにくい理由は、いくつか考えられます。持っている情報をすべて掲載しようとして詳しく書くこと、職員の文書作成スキルが不足していること、情報の受け手を想像していないこと、優先順位を見極められていないこと、制度が複雑なことが挙げられます。

また、業務の多忙さから様々な視点からのアドバイスを受けられない状況にあることも要因ではないかと考えられます。

そして、専門官が分かりにくいと思う文書には次の特徴が見られています（図表4）。

〈出典〉神戸市提供画像をもとに筆者作成

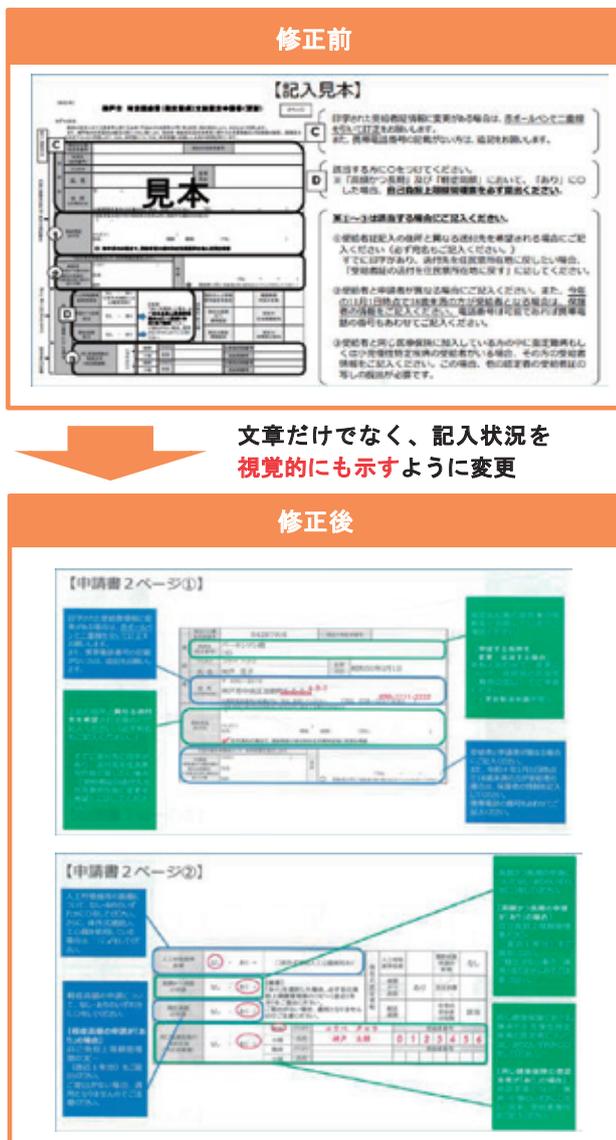
実践以外にも、新人職員向け研修をしたり、庁内掲示板に分かりやすい文書についてのコラ

イスとなっていました。

市の実情も理解してくれている専門官から具体的に教わり、そして修正の経験を積んでいくことで、職員は納得感を得ながら課題の解決にあたっています。

定量的な効果のあった事例として、特定医療費（指定難病）支給認定申請書の記入見本の修正があります(図表5)。文言の説明だけでなく、記入された状況も示し、視覚的にも分かるように修正したことで、不備率が2021年は約23%でしたが2022年は5%にまで減り、大きな改善を見せています。

▼図表5 特定医療費（指定難病）支給認定申請書の記入見本の修正



〈出典〉神戸市提供画像をもとに筆者作成

(5) 今後の方針

神戸市では、市がやりたいこと、考えている

ことを市民に分かりやすい文書で伝えることが最も重要な点と考えていますが、こうした意識を持っている部署や職員はまだ少ないため、文書・広報等の管理部門だけでなく全庁的に広げていく必要があります。

そのために、今までは専門官だけの取組でしたが、広報部門や広聴部門などとも連携を図り、課題共有しながら組織的に対応していくこととし、一歩ずつ職員の意識向上や技術向上につなげたいと考えています。

4. おわりに

本稿では、国の新たな手引き「公用文作成の考え方」、神戸市の先進事例を紹介しました。

現場の職員としては、持っている情報をすべて掲載しようとして情報量が増えたり、間違いが無いように法律と同じ文言を使用したりすることが多いと思います。そうすることで、かえって伝えたいことが住民には伝わらず、結果的に問合せが増えるという状況になってしまいます。また、住民側から見た場合は、神戸市の担当者が話していたように、分かりにくい文書は、問合せなど住民の負担を増やすことにもつながります。

すべての文書を平易な言葉に置き換えることは現実的ではありませんが、国でも対外的な文書には柔軟な対応を認めているように、広報紙やウェブサイト、案内チラシなど住民に情報を伝える入口となる文書だけでも、分かりやすさを意識し改善できるのではないのでしょうか。

また、文章だけでなく、見やすさを考える際には文字のサイズ・フォント、色使いなどについて気を配ることも大切です。

公文規程が原則であるものの、職員それぞれが、改めて住民が目にして分かりやすい文書について考えるきっかけになれば幸いです。

〈参考文献〉

・「公用文作成の考え方（建議）（付）「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説」（2022年1月7日）文化審議会

「出張フォーラム」の募集（2022年度実施の調査研究テーマについて）

当調査会の調査研究の成果を各市町村の皆様の業務に活用していただくため、研究員が各市町村に伺い、調査研究の内容についてプレゼンテーションを行う「出張フォーラム」を実施しています。

来年度は、2023年6月1日（木）から8月31日（木）までを実施期間として、2022年度実施の調査研究を対象に実施いたします。

申込等の詳細につきましては、2023年4月頃に各市町村の企画担当課に宛ててご連絡する時期に併せ、当調査会のウェブサイトへの掲載も予定しております。皆様からのご応募をお待ちしております。

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」 調査テーマの募集

今号10～17ページにも掲載した「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」の来年度テーマを募集しています。今回は今年度2回目の募集になります。

当調査会に調べてほしいテーマがございましたら、当調査会ウェブサイトに掲載中の様式又は多摩・島しょ地域各市町村企画担当課にメールで送付した様式にご記入の上、当調査会宛てにお送りください。

皆様のご応募をお待ちしています。

●募集期間 2023年2月15日（水）～3月14日（火）

●応募方法 「調査項目・内容、所属市町村名・部課名、氏名」を記入し、メール又はファックスで下記宛てにお送りください。

（市町村ごとに取りまとめる必要はありません。お気軽にご応募ください。）

メールアドレス：tama005@tama-100.or.jp

ファックス：042-384-6057

※送信時のタイトルに「かゆいところに手が届く テーマ要望」と記載してください。

●テーマ選定 応募内容を参考に順次本誌上でお知らせします（応募者氏名等は公表しません）。※いくつかのテーマ案をまとめる場合や、時勢等に応じて執筆するため、ご提案に沿えない場合もございます。

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館 4階
TEL：042-382-0068
URL：https://www.tama-100.or.jp

責任者 小暮 実

本誌のバックナンバー等
ご覧いただけます